

吉川市子ども・子育て支援事業計画について

1 子ども・子育て支援事業計画とは

市町村において5年間を計画期間とした、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての受給に関する計画です。

H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
第1期計画									
					第2期計画				

2 計画の理念

- (1) 子どもや子育て家庭の希望がかなうために
- (2) 安心して妊娠、出産、育児ができるために
- (3) 安心して子育てができる生活環境を整えるために

3 計画への必須記載事項

(1) 教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」を定めるための、単位となる市内の区割りのことです。第1期計画では中学校区を基準に3区域を設定しましたが、当市における実際の施設利用については、市域が比較的狭いため、居住地区を超えた利用があることや、市民にとってわかりやすいことなどから、第2期計画では1区域として設定しています。

(2) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保内容及びその実施時期

国から示された基本指針等に従って、計画期間における幼児期の教育・保育事業の量の見込みを定め、設定した見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保内容及びその実施時期

国から示された基本指針等に従って、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定め、設定した見込みに対応するよう、事業ごとに確保方策及び実施時期を設定します。

4 子ども・子育て支援法関連部分の抜粋

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2～4 略

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2及び3 略

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5～7 略

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9及び10 略